

三重県公報

令和6年3月1日 (金)

第 494 号

毎週火・金曜日発行

		目	次					
(番号)	(題 名	圣)			(担当)	(頁)	
	公 安 委 規 則							
3	三重県警察の組織に関する規	見則の一部を改正す	る規則	(公安	委員会) 2	
	告 示							
138	都市計画事業の事業計画の変	变更認可		(下水道	重事業課) 3	
139	特定計量器の定期検査の実施	拉		(計量	検定所) 3	
	海調委告示							
2	真珠養殖用いかだへの標識の)設置についての指	示		海区漁業 会)	 	4	
	公告							
	公共測量を実施する旨の通知	<u>-</u>		(公共	用地課) 4	
	同件			(司) 5	
	同件			(同) 5	
	二級建築士の免許を取り消し	した旨		(建築	開発課) 5	
	令和6年二級建築士試験及び		実施	(同) 5	
	開発行為に関する工事の完了	ſ		(同) 6	
	人 事 委 公 告							
	令和6年度三重県職員採用候	補者A試験総合土フ	木(早期枠)の第	E施 (人事	委員会) 7	
	特定調達公告							
	一般競争入札を行う旨			(水産	研究所) 8	

公安委規則

今和六年三月一日三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

三重県公安委員会規則第三号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則(昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

次の表の改正計構に掲げる規定を同表の改正後標に掲げ	にる 考 互 に 存 様 て ラ す き に 改 正 す る
改 正 後	改 正 指
(サイバー犯罪対策課)	(サイバー犯罪対策課)
第十五条 サイバー犯罪対策課においては、次の各号に	第十五条(サイバー犯罪対策課においては、汝の各号に
掲げる事務をつかさどる。	掲げる事務をつかさどる。
→ サイバーセキュリティに係る戦略の企画及び総	→ サイバー犯罪(インターネットその他の高度情報
企體裁に関すること。	通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又
	は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術
	を利用した犯罪をいう。以下この条において同じ。)
	の取締り(他課の所掌に属するものを除く。)に関
	1001171°
<u>ー</u> サイバー事業(サイバーセキュリティが害される	二 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に
ことその他情報技術を用いた不正な行為により生	係る市民生活の安全と平穏に関すること。
ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と	
秩序を害し、又は害するおそれのある事案をいう。	
以下この条において同じ。)及びサイベー犯罪(不	
正アクセス禁止法違反、刑法に規定されているコン	
ピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪その他	
犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネ	
ットワークを利用する犯罪をいう。以下この条にお	
いて同じ。)に係る市民生活の安全と平穏に関する	
NJ-21°	
三 サイベー事案及びサイベー犯罪の予防に関する	三 サイバー犯罪の予防に関すること。
, J ユン°	<u> </u>
回 サイベー事案に係る犯罪及びサイバー犯罪の取	
締りに関すること(他課の所掌に属するものを除	10 1 7 7 0 °
~) °	·
五サイベー事案に係る犯罪及びサイバー犯罪の取	エ サイバー犯罪の取締りの支援に関すること。
締りの支援に関すること。	
大 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析に関す	大 サイバーセキュリティ戦略の企画及び総合調整
10 1 J 2 J 6	万國子をころ。
((
第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に掲げ	
る事務をつかさどる。	る事務をつかさどる。
~ (智)	
四一警備犯罪の取締りに関すること。	四警備犯罪の取締りに関すること(警備第一課の所
	掌に属するものを除く。)。
月 (智)	H (智)
((

第三十一条 警備第一課においては、汝の各号に掲げる|第三十一条 警備第一課においては、汝の各号に掲げる| 事務をつかさどる。 事務をつかさどる。

|・|| (盤)

(教養・術科推進監)

|・|| (盤)

三前各号に規定する活動に関する警備犯罪の取締 りに関すること。

第三十八条の五 警務部に<u>教養・術科推進監</u>を置く。

2 教養・術科推進監は、上司の命を受け、第六条第十2 術科指導推進監は、上司の命を受け、第六条第十号 号、第十二号、第十三号及び第十四号に掲げる事務を 処理し、部下職員を指揮監督する。

第三十八条の五 警務部に<u>術科指導推進監</u>を置く。

第十二号及び第十四号に掲げる事務のうち警察官の 術科技能の向上に関する事務を処理し、部下職員を指 陣監督する。

(健康管理監)

第三十八条の六 警務部に健康管理監を置く。

2 健康管理監は、上司の命を受け、第八条第二号に掲 げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第三十八条の七 (略)

第三十八条の六 (盤)

この規則は、令和六年三月十八日から施行する。

告 示

三重県告示第 138 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可し ましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
 - 菰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 四日市都市計画下水道事業 流域関連菰野町公共下水道
- 事業施行期間

平成6年9月26日から令和10年3月31日まで

- 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 26 年三重県告示第 441 号、平成 29 年三重県告示第 865 号及び令和 2 年三重県告示第 378 号の事業地 に菰野町大字潤田字検定を加え、事業地のうち、菰野町大字神森字金田を除外し、菰野町大字千草字草里野、 字箭根石、字奥郷、字七塚、字中島、字奥郷前、字須磨崎、字神畑、字曙、字葛原、字市塚、字斜、字央畑、 字前野、字向城、字茶屋前及び字金ヶ原、大字音羽字旭、大字潤田字宮西、字金切、字本戸、字大久保、字 大工垣内、字新起及び字落合、大字池底字宮城、字西ノ久保及び字野中、大字川北字新明、字野大明、字大 保田、字小松振、字上古、字西川原及び字小海戸、大字下村字榿、字大越、字東野、字荒晴及び字東荒晴、 大字吉沢字杉本、字天白、字宮崎及び字中嶋、大字菰野字片倉、大字宿野字天神、大字神森字諸下及び字神 森並びに大字宿野字神明田及び字落合地内において事業地を変更する。

三重県告示第 139 号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、北牟婁郡紀北町において次のとおり特定計量器

(質量計) の定期検査を実施します (ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。)。 令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

実施の	期日	実 施 の 場 所
令和6年4月10日(水)	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	紀北町古里自然休養村管理センター
令和6年4月11日(木)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	紀北町長島多目的会館
令和6年4月12日(金)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町若者センター
令和6年4月12日(金)	午後1時から 午後3時まで	紀北町立東長島公民館
令和6年4月16日(火)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町島勝漁村センター
令和6年4月16日(火)	午後1時から 午後3時まで	三重外湾漁業協同組合長島事業所(引本)
令和6年4月17日(水)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	紀北町中里集会所
令和6年4月17日(水)	午後1時から 午後3時まで	紀北教育会館
令和6年4月22日(月)	午前 10 時 30 分から	電気式はかり所在場所
令和6年4月23日(火)	午前9時30分から	電気式はかり所在場所
令和6年4月24日(水)	午前9時30分から	電気式はかり所在場所

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第2号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、 次のとおり指示します。

令和6年3月1日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

- 1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。
- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ(作業用いかだ)の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。
- 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

公 告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 - 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間

令和5年11月2日から令和6年3月21日まで

3 作業地域

桑名市の一部、名張市の一部、いなべ市の一部、伊賀市の一部及び三重郡菰野町の一部

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

令和6年2月10日から同年4月30日まで

3 作業地域

亀山市関町市瀬及び同市関町沓掛

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量)

2 作業期間

令和6年2月20日から同年3月20日まで

3 作業地域

度会郡南伊勢町奈屋浦

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条 第 3 項の規定により公告します。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 免許の取消しをした年月日

令和6年2月15日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

松井 良文

二級建築士

三重県知事登録第6735号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及 センターに行わせます。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験期日及び時間
- (1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和6年7月7日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和6年9月15日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和6年7月28日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和6年10月13日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとします。

(1) 受付期間及び時間

令和6年4月1日(月)午前10時から同月15日(月)午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出てください。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含みます。)の受験番号を入力して行ってください。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和6年12月5日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

なお、「学科の試験」については令和6年8月26日(月)(予定)に発表します。

6 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (https://www.jaeic.or.jp/) において公表します。

7 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和 6 年 6 月 12 日 (水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターの ホームページ (https://www.jaeic.or.jp/) において公表します。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日 開発区域又は工区に含まれる地域の名称		許可を受けた者の住所及び氏名		
令和6年 2月16日	三重郡朝日町大字小向字白部子 1-2 ほか 35 筆	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-2 J P タワー26 階 株式会社 I D O M 代表取締役 羽鳥 裕介		

人事委公告

令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木(早期枠)を次のとおり実施します。

令和6年3月1日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

1 試験区分及び採用予定数

試験	区 分	採用予定数
工学分野	総合土木Ⅱ	約 10 名

2 職務内容

知事部局、企業庁等において、技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例(昭和29年三重県条例第67号)等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、次の(3)及び(4)を満たす人が受験できます。

- (1) 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
- (2) 平成15年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学 (短期大学を除きます。以下同じ。) を卒業した人及 び令和 7 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (4) 受験申込時において三重県職員(任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)でない人
- 5 第1次試験
- (1) 試験種目

基礎能力検査及び性格検査

(2) 試験日

令和6年4月4日(木)から同月17日(水)までのうち受験者が選択する日

(3) 試験会場

全国主要都市等に設置されるテストセンター会場のうち受験者が選択する会場又はオンライン会場(自宅 等のパソコンで受験)

6 第2次試験

第1次試験合格者について、次により行います。

(1) 試験種目

専門性確認試験、論文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和6年5月13日(月)から同月17日(金)までのうち指定する日 第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則インターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ (URL:https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/) から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和6年3月1日(金)から同月22日(金)までとします。

なお、令和6年3月22日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

0 採田

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験総合土木(早期枠)採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和7年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目 891 三重県 勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重 県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和6年3月1日

三重県知事 一 見 勝 之

第 494 号

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名

漁業調査船「あさま」の代船建造

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとします。

(4) 業務履行場所

仕様書に記載のとおり

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 漁業調査船「あさま」代船設計委託業務(令和5年度実施)の受託事業者及びその関連事業者でないこと。
 - オーその他、次の条件を満たすこと。
 - (ア) 過去30年以内に、総トン数20トン以上のアルミニウム合金製の漁業調査船の建造実績を有すること。
 - (イ) アルミニウム溶接技能者の専門級資格を有する者を複数名確保できること。
 - (ウ) 調達する漁業調査船を建造できる屋内施設を確保できること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年3月21日(木)12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 落札資格 2(2) エに関する誓約書 (添付書類)
- (5) 落札資格 2(2) オに関する各種書類【任意様式】

ア 過去 30 年以内に、総トン数 20 トン以上のアルミニウム合金製の漁業調査船の建造実績を有することが 分かるもの

イ アルミニウム溶接技能者の専門級資格を有する者(複数者)の資格者証の写し等

ウ 調達する漁業調査船を建造できる屋内施設の分かるもの(施設の場所、所有者が記載された資料)

- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3

三重県水産研究所総務調整課 担当 晝川

電話 0599-53-0016 ファクシミリ 0599-53-1843

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告目から調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和6年3月28日(木)17時までに調達システムにて通知します。(書面の場合は発送します。)

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年4月11日(木)13時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、浜島郵便局 留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年4月11日(木)13時30分

送付先

〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 2933

宛 先 浜島郵便局留め

受取人 三重県水産研究所総務調整課

案件名 漁業調査船「あさま」の代船造船

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年4月11日(木)14時

場所 三重県志摩市浜島町浜島 3654-3

三重県水産研究所総務調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者 (以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務 課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Construction of the research vessel "Asama"

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:30 P.M. on Thursday, April 11, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 1:30 P.M. on Thursday, April 11, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Thursday, April 11, 2024.

(4) Managing Authority:

General affairs and Coordination Division, Mie Prefecture Fisheries Research Institute 3564-3 Hamajima, Hamajima-cho, Shima city, Mie 517-0404, Japan

TEL:0599-53-0016

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/